(8) Contact point for the notice : Toshiharu Oikawa, Accounts Division, Minister's Secretariat, MIC, 1—2 Kasumigaseki 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100—8926 Japan. TEL 03—5253—5132

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年2月13日
支出負担行為担当官
法務省大臣官房会計課長　小野瀬　厚
◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13
○第50号
1　調達内容
(1) 品目分類番号　14、71、27
(2) 借入等件名及び数量　登記ゲートウェイシステム更新機器等　一式
(3) 調達件名の特質等　借入物品の性能等に関し、支出負担行為担当官が入札説明書で指定する特質等を有すること。
(4) 借入期間　仕様書による。
(5) 借入場所　法務省大臣官房会計課長が指定する場所
(6) 入札方法　上記(2)の物品について、入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 平成22・23・24年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」においてＡ又はＢの等級に格付けされた者であること。
(4) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
(5) この公告の示した物品を第三者をして貸付けしようとする者にあっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。
3　入札書の提出場所等
(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒100—8977　東京都千代田区霞が関１—１—１　法務省大臣官房会計課調達係　須賀公広　電話03—3580—4128
(2) 入札説明書の交付方法　上記(1)の場所において交付する。
(3) 入札説明会の日時及び場所　平成24年３月７日11時00分　法務省大臣官房会計課入札室
(4) 入札書の受領期限　平成24年４月26日17時00分
(5) 開札の日時及び場所　平成24年４月27日14時00分　法務省大臣官房会計課入札室
4　その他
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(2) 入札保証金及び契約保証金　免除
(3) 入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、この公告に示した物品の具体的な納品仕様書等を指定期日までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
(4) 入札の無効　この公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(5) 契約書作成の要否　要
(6) 落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書で指定する性能等の要求要件を全て満たしている提案をした入札者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。
(7) 手続における交渉の有無　無
(8) 詳細は、入札説明書による。
5　Summary
(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : Atsushi Onose Obligating officer Director of the Finance Division, Minister's Secretariat, Ministry of Justice
(2) Classification of the products to be procured : 14, 71, 27
(3) Nature and quantity of the products to be leased : Procurement of the production equipment related for the new gateway system of registration, 1 set
(4) Lease period : The passage of specification
(5) Lease place : The place will be specified later.
(6) Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause. ②Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. ③Have Grade A or B "Manufacture of products", "Sale of products" or "Offer of Services" in terms of the qualification for participating in tenders laid down by the Ministry of Justice (Single qualification for every ministry and agency) for the purpose of procurement in the fiscal year of 2010, 2011, 2012. ④Meet the qualification requirements which The Obligating Officer Director may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order. ⑤Prove to have ability to lease the products concerned by themselves and by a third party, should the products requested through this notice be leased by a third party.
(7) Time-limit for tender : 17 : 00　26 April 2012
(8) Contact point for the notice : Kimihiro Suga, Procurement Section, Finance Division, Minister's Secretariat, Ministry of Justice, 1—1—1 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo 100—8977 Japan. TEL 03—3580—4128

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年２月13日
支出負担行為担当官
入国者収容所東日本入国管理センター
所長　伊東　勝章
◎調達機関番号　013　◎所在地番号　08
○第１号
1　調達内容
(1) 品目分類番号　25
(2) 購入等件名　センサー連動映像監視システム
(3) 調達件名の特質等　購入物品の性能等に関し、支出負担行為担当官が入札説明書及び仕様書で指定する特質等を有すること。
(4) 納入期間　平成24年12月15日まで
(5) 納入場所　入札説明書による。
(6) 入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。